

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条の規定に基づき、財政的援助団体等の監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を別冊のとおり公表する。

令和八年三月二十三日

同	同	同	広島県監査委員
同	同	同	森川家忠
同	同	同	福知基弘
同	同	同	門前智
同	同	同	三田利江子